

指定障害者支援施設	施設長様
指定障害福祉サービス事業所	管理者様
指定障害児通所支援事業所	管理者様
指定相談支援事業所	管理者様

久留米市健康福祉部障害者福祉課
障 害 者 福 祉 課 長

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の臨時的な 取扱いについて（通知）

日頃より障害者福祉行政にご理解、ご協力をいただき心より感謝申し上げます。

さて、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言を実施すべき区域として福岡県が公示されましたことを受けまして、「緊急事態宣言後の障害福祉サービス事業所等（通所・短期入所等に限る。）の対応について」（令和2年4月8日付久留米市健康福祉部障害者福祉課事務連絡）を通知したところです。

この中で、サービス提供の縮小や休業を検討するにあたっては、支援が必要な利用者に対する必要なサービス提供を確保する必要があることをお示ししましたが、このうち、在宅就労及び在宅支援については、下記の通りご対応いただきますよう、お願いいたします。

なお、障害児通所支援事業所における在宅支援や、グループホーム及び入所施設において自宅に戻って生活する利用者に対する支援についても同様の取扱いとします。

また、このほか、当面の臨時的な取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」（令和2年4月9日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）も併せてご参照ください。

記

1 在宅就労について

「就労移行支援、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「留意事項通知」という。）の5の(3)「在宅において利用する場合の支援について」のとおり、実施していただきますようお願いいたします。

在宅就労の実施にあたっては、運営規程に明記するとともに、在宅での作業内容や支援方法等について検討する必要がありますので、原則として事前に、運営規程に関する変更届出書及び在宅就労の内容等を記した書類を久留米市障害者福祉課に提出してください。

なお、適切な在宅での支援が可能と支給決定市町村が認める場合には、報酬算定要件の一部を適用しないなど柔軟な取扱いをして差し支えないとされていますので、各利用者について算定が可能かどうかは、当該利用者の支給決定市町村にご確認ください。

2 在宅支援について

障害者（児）とその家族が安心して自宅にとどまっていだけるよう、利用者及びその家族の理解を得つつ、原則として事前に、各利用者の支給決定市町村に支援内容について確認を得た上で、次の例を参考に、個々の状況に応じた支援を実施していただきますようお願いいたします。

（具体的なサービス内容の例）

- ・ 居宅への訪問による継続的な支援
- ・ 自宅で問題が生じていないかどうかの確認
- ・ 利用者の健康管理
- ・ 普段の通所では出来ない、利用者及びその家族との個別のやりとりの実施
- ・ 今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート

3 在宅就労及び在宅支援により報酬を算定する場合には、以下の点についても御留意してください。

- ・ 通所が必要な利用者について、事業所においてサービスの提供ができる体制を取っていること。
- ・ 利用者及びその家族等の意向を確認すること。
- ・ 相談支援事業所（セルフプランの場合を除く。）と連携をとること。
- ・ 個別支援計画の見直しをすること。
- ・ サービス提供（支援内容）の記録を残すこと。

4 久留米市が支給決定している利用者に係る取扱いについて

久留米市が支給決定している利用者について在宅就労又は在宅支援を行う場合は、原則として事前に、下記の手続きが必要となります。

(1) 在宅就労の場合

「介護給付費等支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（第1号様式）」を久留米市障害者福祉課にご提出ください。

(2) 在宅支援の場合

「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う「在宅支援」の届出書」を下記まで FAX してください。

<問い合わせ>

久留米市 健康福祉部障害者福祉課

《担当》

事業所運営に関すること（上記1～3）

松瀬・野口・師岡・中島

個々の利用者に対する支援に関すること（上記4）

持丸・江崎（佳）・原口・山崎・池末

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

電話 0942-30-9035

F a x 0942-30-9752

E-mail fukushi@city.kurume.fukuoka.jp